

生徒指導だより

R 2年 1 1月
英田小学校
生徒指導部

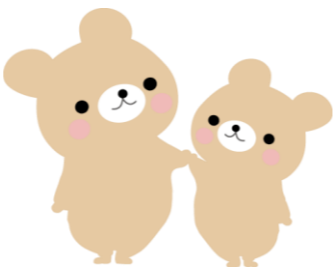
子育てで

STOP! 体罰



11月は、児童虐待防止推進月間です。2020年4月から、親などによる体罰禁止を盛り込んだ関連法が施行されました。親が普段「しつけ」として行っている一部の行為が体罰にあたる可能性があります。

石川県からのリーフレット(右2枚)と北陸中日新聞日曜版(下11/1付)にとってもよい資料が掲載されていましたので、ご紹介いたします。ぜひお読みいただき、一緒に子育てについて考えていきましょう。



消さないで きらきら光る 子どもの笑顔!



子どもへの体罰や子どもの前でのDVは 児童虐待になります。

虐待かも?と思ったら「189」番へ

石川県 児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン

石川県 配付のリーフレットより

虐待かもと思ったらすぐに「189」番にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。 ※通話料や連絡内容に関する秘密は守られます。 ※通話料無料

- | 身体的虐待 | 心理的虐待 | ネグレクト |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 体罰を加える(殴る・蹴る・叩く) など ● 子どもに性的な行為をする ● 子どもに性器や性交を見せる ● ホルノグラフィの被写体にする など | <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもに配偶者やその他の家族に対する暴力や暴言を見せる ● 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す ● 子どもを無視することを繰り返し言う、言葉による脅しや脅迫を行う など | <ul style="list-style-type: none"> ● 重大な病気になっても病院に連れて行かない ● 乳幼児を家に残したまま外出する ● 買ひ物をする間、子どもを車内に放置する ● 適切な食事を与えない ● 衣類など長期間ひどく不潔なままにする など |

子どもや保護者の「こんなサイン」見落とししていませんか?

地域の中でのサイン	保育園・学校の中でのサイン
<ul style="list-style-type: none"> ● いつも子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声が... ● 小さい子どもを家においたまま外出している... 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの保育に際して虐待的でないか... ● 教師やからだがいとも汚れている... ● 不自然な傷や打痕のあとがある...

2020年4月より、子どもへの体罰は法律で禁止されています

- これらは全て「体罰」です。
- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
 - 友達を殴ってケガさせたので、同じように子どもを殴った
 - 友達に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。
 - 冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
 - やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした

～体罰等によらない子育てのために～

- | 子どもとのかかわりを工夫してみましょう | 保護者のストレス解消、休息も大切です |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう ○ 子どもの良いところ、できていることを具体的に褒めましょう | <ul style="list-style-type: none"> ● 詳細はこちらへ(厚生労働省HP) |



DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者やその家庭の子どもに対して、大変深刻な影響を及ぼします。DVとは配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力の事です。DVは殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、身体や心を傷つける全てのものを含みます。

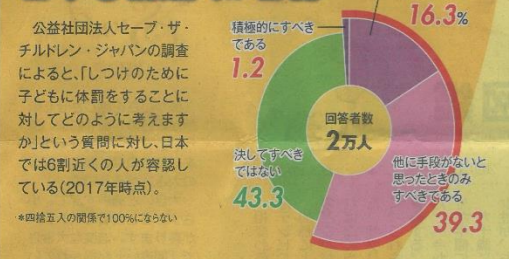
石川県女性相談センター	金沢市女性相談支援室	DVホットライン
076-223-8655 (相談相談)月～金 8:30～17:15	076-220-2554 月～金 9:00～17:00 特別相談(弁護士・臨床心理士等)は予約制	076-221-8740 (女性のためのDV専用電話相談) 月～金 9:00～21:00/土・日・祭 9:00～17:00

体罰禁止の背景

児童虐待の相談件数は年々増加しており、中には保護者が「しつけ」として暴力・虐待を行い、死亡にいたる事件がある。このような状況を踏まえ、2019年6月に成立した改正児童福祉法などにより、体罰が許されないことが法律で決まった。



日本6割近くが容認



1979年に世界で初めて子どもに対する体罰を法律で禁止したスウェーデンでは、60年代は5割超が体罰を容認していたが、2018年には1～2%まで減少。

ポイント1 たたく、怒鳴る育児はダメ

しつけは子どもが社会において生活できるようにサポートして社会性を育む行為。しつけのためでも身体に苦痛や不快感を意図的にもたらす行為は許されない

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、ほおをたたいた
- 友達を殴ってけがさせたので、同じように子どもを殴った
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

子どもが持つ権利

子どもに対しても大人と同様、たたく、暴言を吐くなどの人権侵害は許されない。すべての子どもは健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利を保障されることが2016年に改正された児童福祉法で明確化。保護者はその第一義的責任を負う



ポイント3 体罰によらない子育てのために

良くないと思っても体罰を回避するのが難しく感じられることもある。安心感や信頼感のある関係が心地よいのは子どもも大人も一緒。関わり方の例を紹介する

- 「言うこと聞かない」にもいろいろ
 - 保護者の気を引くため
 - 子どもなりに考えている
 - 言われたことを理解できていない
 - 体調が悪い
 - 「イヤ」という意思表示も成長の証し
- ときには一緒に、お手本を示す
- 良いこと、できていることを具体的にほめよう
- よく忘れ物をしてしまう
 - 一緒に防止法を考える
 - 玄関に目立つように置く
 - 持ち物リストを作って見える化する

ポイント2 心を傷つける行為もダメ

子どもやその他の家族に対する暴言も、子どもの成長や発達に悪影響を及ぼす

- 冗談のつもりで「おまえなんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
- やる気を出させるという口実で、兄弟姉妹を引き合いにしてけなした

ポイント4 保護者のストレス解消も必要

保護者も子育てでそれ以外でストレスはたまるもの。否定的な気持ちが生まれたときは、まずはその気持ちに気づき、認めよう

- 自分なりの工夫を見つけられると良い
 - 時間や心の余裕がないときは深呼吸して気持ちを落ち着ける
 - ゆっくり5秒数える
 - 窓を開けて風にあたり気分転換する
- 勇気を持ってSOSを出し周囲の力を借りる
 - 市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどに相談する
 - 家事代行サービスの利用などを検討する

体罰の悪影響

親から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ「落ち着いて話を聞けない」「約束を守れない」「感情をうまく表せない」などの悪影響を受けるとされる。大人がたたく、怒鳴るなどして子どもに言うことを聞かせることが、子どもに暴力的な行動のモデルを示し、自分も同じように振る舞っていいと子どもが思うきっかけとなる可能性がある。

助けを求めよう ※まずは住む市区町村の子育て相談窓口へ

虐待かもと思ったら「189」番へ

児童相談所虐待対応ダイヤル (通話料無料、一部のIP電話からはつながらない)

24時間子供SOSダイヤル(全国統一) 0120-0-78310 (24時間対応)

いのちの電話 (0570)783-556 午前10時～午後10時
(0120)783-556 午後4時～午後9時 毎月10日は午前0時～翌日午前8時

こころの健康相談統一ダイヤル (0570)064-556 対応の曜日・時間は都道府県により異なる

よりよいホットライン (0120)279-338 24時間対応 岩手、宮城、福島各県からは(0120)279-226

北陸中日新聞サンデー版(11/1付)より

制作：サンデー版編集部 安藤美由紀
 出典：参考文献：厚生労働省、内閣府などのホームページ